

西崎病院医療安全管理指針

1. 医療安全管理指針の目標

西崎病院における医療安全体制の確立と適切な医療安全管理を推進し、医療事故の予防・再発防止対策ならびに発生時の適切な対応など安全な医療の提供に資することを目標とする。

2. 医療安全管理の基本的な考え方

医療安全は、医療の質に関わる重要な課題である。また、安全な医療の提供は、医療の基本となるものであり、職員一人一人が医療安全の必要性、重要性を自分自身の課題と認識し、医療安全管理体制の確立を図り、安全な医療の遂行を徹底することが重要である。

西崎病院では、医療の安全管理、事故防止の徹底を図るため、「人間はエラーをおかす」という観点に立ち、個人の責任追及ではなく、医療安全システムの問題として捉え、組織横断的に取り組むことを基本姿勢とする。

3. 医療安全管理の具体的な推進方策

(1) 組織・人員等の配置

当院の医療安全管理体制の確保及び推進のため、次に掲げる組織・人員等を配置し、別途規定等に定める。

- ①医療安全管理委員会
- ②医療安全管理室
- ③医療安全管理部門会議
- ④医療安全統括リスクマネージャー
- ⑤医薬品安全管理責任者
- ⑥医療機器安全管理責任者
- ⑦リスクマネージャー
- ⑧医療安全推進委員

(2) 医療事故・インシデント・アクシデントの報告制度の確立

医療安全意識の醸成と具体的な予防・再発防止等に資するため、医療事故・インシデント・アクシデントの報告制度を確立し、分析・評価・対策立案を的確に行う体制を構築する。

(3) 職員に対する安全教育・研修の実施

医療安全に関する基本的な考え方や個別事案に対する予防・再発防止等の周知徹底のため、職員全員及び該当する職員を対象とした教育・研修を計画的に実施する。

(4) 医療事故発生時の対応方法の確立

医療事故発生時には、当事者の安全確保を最優先するとともに、可及的速やかな報告と再発防止策の検討を行い、当事者への報告と職員への周知を徹底する。

4. 患者への情報提供について

(1) 本指針の内容を含め、患者との情報の共有に努めるとともに、患者または家族は本指針の閲覧ができるものとする。また、本指針についての照会には医療安全管理委員会が対応する。

作成日 平成 27 年 3 月 19 日
改定日 平成 30 年 1 月 17 日